

# 確 約 書

下記の交通事故による損害について、被害者が貴国民健康保険組合により診療を受けておりますが（うけることについて）当該診療に要する医療費は貴国民健康保険組合が行った価格の限度（給付額確定時に過失割合により算出された損害賠償額）を支払うことを確約します。

令和 年 月 日

支払義務者

住所

氏名

⑩

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

理事長 石川 隆司 殿

記

被害者	住所		
	氏名		
加害者	住所		
	氏名		
支払義務者との関係		備考	